

第 27 号

訴えの提起について

熊本県地域未来投資促進事業補助金の不正受給に係る損害賠償請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被告 個人（1人）

2 事件名 熊本県地域未来投資促進事業補助金不正受給損害賠償請求事件

3 事件の内容

被告が代表取締役を務める法人は、熊本県地域未来投資促進事業補助金の返還請求に応じないため、不正な行為を行った被告に対し損害賠償を求めるものである。

4 請求の趣旨

- (1) 被告は、返還金、加算金及び延滞金相当の金員を一括して支払え。
 - (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
 - (2) 第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- （提案理由）

熊本県地域未来投資促進事業補助金の不正受給に係る損害賠償請求について、訴えを提起する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。